

## スプリット体制の解除について

新型コロナウイルスの国内感染拡大を受け、当会におきましても、全部署2班体制(以下、スプリット体制)で業務を行う旨、「新型コロナウイルス感染拡大に伴うスプリット体制での業務実施について(ご連絡)」等にてご連絡をしておりました。

今般、本県においては、9月12日をもって、まん延防止等重点措置の適用解除が決定されました。

つきましては、当会におけるスプリット体制については、下記のとおり解除することといたしましたので、ご連絡申し上げます。

スプリット体制期間中につきましては、多大なご迷惑をお掛け致しましたことにお詫び申し上げますとともに、ご協力頂きましたことに対し、心より感謝申し上げます。

### 記

#### 1. スプリット体制解除について

令和3年9月13日(月)からスプリット体制を解除し通常勤務とする。

#### 2. その他

- ・当会におけるスプリット体制については、解除するものの、全国的な今後の感染の動向等を見極める必要があるため研修会等の実施にかかる考え方や窓口の営業時間(9時から13時)に変更はございませんので申し添えます。

以 上